

桑名市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第20号

桑名市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

桑名市建築基準法施行細則（平成17年桑名市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「確認申請書にがけの形状、」を「確認申請書に、がけの形状を示す断面図のほか必要により」に、「水平距離を示す断面図」を「水平距離を示す図書」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条の次に次の2条を加える。

（完了検査申請書に添付する書類）

第7条の2 省令第4条第1項第6号（省令第4条の4の2で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、市長が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあっては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- (1) 政令第114条第1項の適用を受ける建築物（界壁が法第6条の4第1項第2号に該当するものを除く。） 界壁の工程写真
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの 品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し

（中間検査申請書に添付する書類）

第7条の3 省令第4条の8第1項第4号（省令第4条の11の2で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（様式第9号の2）によるほか市長が必要と認める図書（法第6条第1項第4号に規定する建築物にあっては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- (1) 木造 政令第3章第3節の規定に適合することの確認に必要な図書
- (2) 鉄骨造 政令第3章第5節の規定に適合することの確認に必要な図書
- (3) 鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の規定に適合することの確認に必要な図書
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の2の規定に適合することの確認に必要な図書
- (5) 政令第80条の2の適用を受ける建築物の構造 同条の規定に適合することの確認に必要な図書
- (6) 基礎の構造 政令第38条各項の規定に適合することの確認に必要な図書

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第2号の2及び様式第2号の3中「印」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

追 加 説 明 書

確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）第1第5項第3号
口に規定する追加説明書を提出します。この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実
に相違ありません。

(宛先) 建築主事

年 月 日

建築主等氏名.....

住所.....

設計者氏名.....

《 概 要 》

【 受 付 番 号 】 第.....号

【 申 請 年 月 日 】年 月 日

【 地 名 地 番 】 三重県桑名市.....

【 主 要 用 途 】

【 備 考 】

(注)

- (1) 建築基準法第6条第7項の規定による適合するかどうか
を決定することができない正当な理由書の回答欄へ回答し、
添付図書名を記入してください。
- (2) 確認申請書において指摘のあった事項について、この説
明書に関係図書を添付し、2部提出してください。

※ 受 付 欄

※ 受 付 欄

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2(第7条の3関係)

中間検査の申請に関する工事監理報告書

(構造 _____造)

年 月 日

(宛先) 建築主事

工事監理者 () 建築士 () 登録 第 _____ 号

() 建築士事務所 () 登録 第 _____ 号

建築士事務所名

住 所

氏 名

連絡先 電話 () _____

下記建築物の特定工程までの工程については、適切に工事監理を行い、建築基準関係規定に適合することを確認していますので、報告します。

建 築 確 認 番 号	第 _____ 号
年 月 日	年 月 日
建 築 主 氏 名	
建 築 場 所	
建 築 物 の 用 途	

様式第10号から様式第13号まで及び様式第15号から様式第23号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定及び様式第9号の次に1様式を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。